

防災まちづくりについての全体説明会を開催します！

開催の目的

沿道意見交換会での意見を踏まえて、改めてまちの現状と課題を整理し、防災まちづくり方針に基づく柳原の将来像実現のためのハード（道路や公園・広場など）整備や地区計画の案を作成しています。

出来上がった計画案は柳原地区の住民・地権者の皆さまに見ていただき、ご意見をいただきたいと思ひます。説明会開催の詳細は改めて案内を配布します。

勉強会から協議会に移行します！

令和元年度
(勉強会発足)

【まちづくりの勉強】

防災まちづくりの視点から、柳原地区の現状を確認しながら、防災まちづくりの考え方を検討

【まちづくりの検討】

柳原地区の地域特性を踏まえ、災害に強く住みやすいまちにはどのような整備が必要か、どのような整備ならば可能か検討

【まちづくり計画の検討】

具体的な事業の特性や長所・短所を検証し、事業導入や計画策定について検討、路線ごとの意見交換を実施

令和5年度
(協議会再編)

【まちづくり計画の策定】

土地・建物等関係権利者や地域にお住まいの皆さまの大筋の一致がみられた内容を計画として策定

令和7年度
(予定)

【まちづくり計画の実現】

計画に基づき道路拡幅や広場整備等を実施していきます。

「柳原防災まちづくり勉強会」を、地域が主体となって課題解決やまちづくり計画の検討に取り組む「まちづくり協議会」へ移行します。

● まちづくり協議会の目的

柳原地区の防災性の向上及び住環境の整備・改善を図り、柳原地区の住民等と足立区とが協創して「柳原らしさを活かした誰もが安心して生活できるまちづくり」を進めること。

● 活動の予定

- (1)まちづくりに関する情報交換及び意見交換
- (2)まちづくりニュースの発行など、まちづくりの普及・啓発活動に関すること
- (3)その他、柳原地区のまちづくり事業の推進に関すること
- (4)上記に関する必要な会議を開催すること



協議会に興味がある方は下記までお問い合わせ下さい！

『防災まちづくりかわら版』に関するお問い合わせ先

足立区 都市建設部 建築室 建築防災課

住所 〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1

電話 03-3880-5187(直通)

FAX 03-3880-5615

メール kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp

H P https://www.city.adachi.tokyo.jp/misshu/yanagihara.html



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

柳原地区のまちづくり 検索

柳原の震災に備えた防災まちづくり情報をお伝えする広報誌です



防災まちづくりかわら版



このかわら版は、柳原地区（柳原一丁目、柳原二丁目の全域）にお住まいの方、柳原地区内に土地や建物を所有している方にお送りしています。

【発行】柳原防災まちづくり勉強会



千寿桜堤中学校の生徒とこれからの柳原防災まちづくりについて、意見交換を行いました！



自分たちが住む柳原の将来像・不安な点など様々な視点から意見を交わし、グループ発表では当日の意見を全員で共有しました。

● 意見交換会の概要報告

開催概要

- 【日時】 令和5年8月28日（月）
- 【場所】 千寿桜堤中学校
- 【参加者】 千寿桜堤中学校の生徒 7名
勉強会会員 10名 計 17名
- 【テーマ】 ・柳原が将来どんなまちになって欲しいか
・地震や火事が起きた際、柳原の不安なところ
・柳原で暮らす大人に聞いてみたいこと



▲グループ発表の様子
▼各グループ話し合い



- ・お店が少ないため、サロンのような誰もが集まりやすい場所や子どもが行けるお店がほしい。
- ・商店街は夜も明るい、住宅街は暗い。夜道も明るいまちにしたい。



- ・コロナ前に行っていた地域のお祭りやイベント（餅つきや流しソーメンなど）を復活させてほしい。
- ・千草園のような花や緑がある場所を増やして、雰囲気も明るいまちにしたい。



- ・狭い道路が多いため、消防車が入り込める広い道路の整備が必要だと思う。
- ・災害に備え、普段からのコミュニティづくりが大事。
- ・身体の不自由な方や高齢者が住んでいる場所を地域の方で共有しておきたい。

沿道意見交換会を実施しました！ ～開催結果報告～

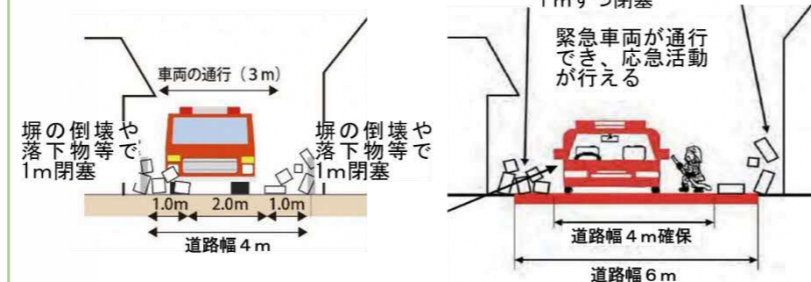
●開催概要

これまでの調査・検討をふまえ、災害時の避難や緊急車両の円滑な通行・消防活動を有効に行うために、道路拡幅の検討が必要と考えています。そこで、避難や道路ネットワーク等の観点から重要な道路と位置づけた路線の関係者の皆さまと、意見交換会を開催しました。参加者は多くはありませんでしたが、事業導入しての道路拡幅や地区計画導入に対して大きな反対はありませんでした。

路線	路線 1・4	路線 2・3	路線 6	路線 5 (令和4年度実施)	
対象者	沿道住民	85件	296件	50件	102件
	地区外権利者	58件	75件	41件	17件
	合計	143件	371件	91件	119件
開催日及び参加者数*	7/2(日)：4名	7/9(日)：12名	7/27(木)：0名	1/25(水)：4名	
	7/6(木)：4名	7/11(火)：3名	7/30(日)：4名	1/29(日)：7名	

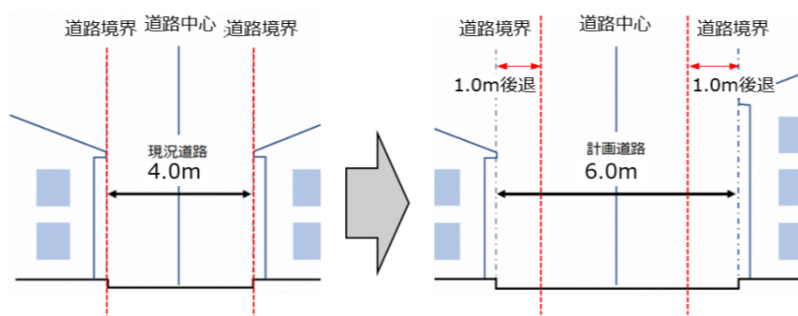
※参加者数には、勉強会員など対象者外の出席者も含む。

▼道路幅別を6mとする理由



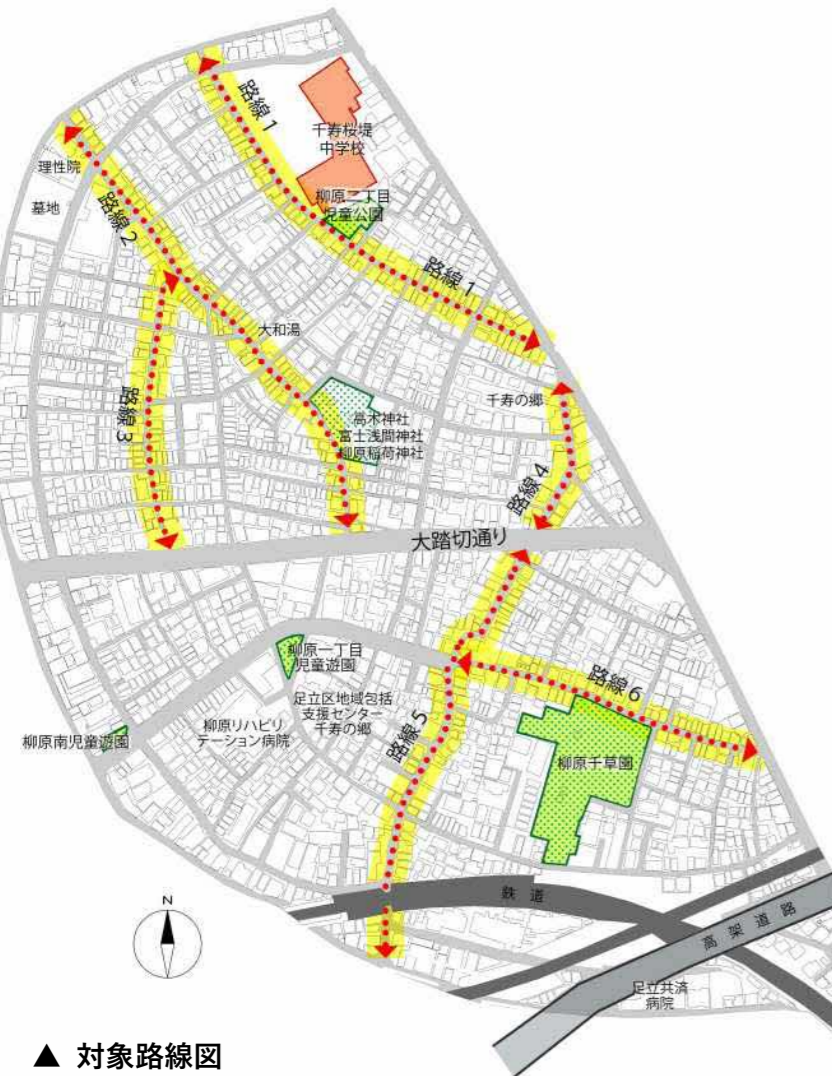
各路線は6mへの拡幅を検討しています。6mあれば、震災時において塀の倒壊や建物からの落下物で両側が1mずつ塞がれても、緊急車両が通行でき、消火活動などが行えます。

▼道路幅6m拡幅イメージ図



いまの道路幅が4.0mの道路を6mの道路にするには、両側に1.0mずつセットバックすることが必要となります。

建物の主要構造物が道路の拡幅範囲に含まれることで建替えや移転等が必要な場合には、建物全体を補償対象とします。また、区が道路拡幅部分の用地を買収し、拡幅整備を行います。



▲対象路線図

▼千住仲町地区の道路拡幅の例



●事業や地区計画の導入に関する質疑応答



密集事業は完了までに時間がかかると思うが、柳原地区ではどのくらい時間がかかると見込んでいるの？

A. 10～20年くらいを見込んでいます！

危険度の改善状況などにもよりますが、10～20年の事業期間が見込まれます。なお、千住仲町では平成20年度から令和4年度の15年間で事業が完了しました。



●事業や地区計画の進め方に関する質疑応答



道路の拡幅整備は、合意を得たところから順次個別に一部だけでも進めるの？それとも対象路線の全ての方に合意をとったうえで一斉に拡幅するの？

A. 合意を得たところから拡幅を進めます！

事業期間内で道路の端から端まですべて拡幅されるわけではなく、蛇玉状（凹凸状）になると想定しています。ただし、事業完了後も地区計画の規制により沿道建物の建替え等で少しずつ空間が広がっていきます。



路線沿道には新築住宅や狭小住宅があったりするため、1m後退してもらうことについて賛同を得られにくいのでは？

A. 今すぐに1m後退してもらうわけではありません！

この事業が決まったらすぐに後退してもらうということではなく、建替え時に考慮してもらうということです。また、事業期間内に道路拡幅に同意していただける場合には、建物の状況に応じ補償費をお支払いします。



●道路の拡幅、建物のセットバックについて



区が確保しようとしている道路幅4mと6mは何をもとに決めているの？

A. 災害時、緊急車両が通行しやすいように拡幅事業が必要です！

道路幅4mについては建築基準法に定められています。もし、前面道路幅が4m未満の場合、建て替える際には道路中心線から2mセットバックしなければなりません。また、防災上の観点から緊急車両が通行しやすいように、区内の重要な道路は幅6m確保することを目指しています。

